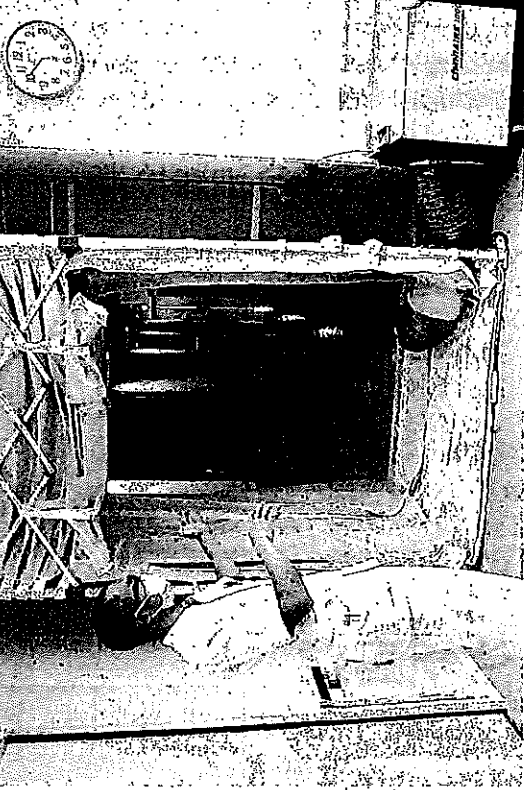


視点
地域発
4.25
参院選区補選



安曇野赤十字病院が設けた新型コロナウイルス感染症は感染(受)の入り口が1つだけのはかり機械で空気を吸入・浄化している。18日、安曇野市

も離れ医師されし指名

厚労省が再編・統合促した公立・公的病院

地域医療の「とりで」揺れて

「この先が新型コロナウイルス感染症の患者を受け入れるエリアです」。3月中旬、安曇野市の安曇野赤十字病院。1月に新型コロナウイルスを用いた治療へ続く選考で、職員が説明した。県は感染の「第3波」に尾巻われた12月、同病院は多いときで感染患者を受け入れた。中野武隆院長は「公的医療機関として地域の医療者を受け入れる責務がある。しかし、医師不足が救急医療の西立が大変なことと聞かす。2019年4月に4人いた同病棟の医師は、その1年後に3人に減った。19年9月に厚労省が公表した「リスト」による医師離れも一因という。

リストは全国444の公立・公的病院(後に約440に準拠)を挙げ、「再編・統合」などの議論が特に必要とした。がんや心臓の手術、救急医療など「急性期医療」の要

が少なく、似た業務を持つ医療機関が近くにある病院などを挙げ、再編や統合を求めた。県内は同病院(さくら病院)は既に統合済みが言われ、安曇野赤十字病院もその一つだった。「10年後も病院はあるんですか」。県外からの転職を希望していた医師がこう言って就職を取りやめ、在籍する医師からも退職者が出たという。

厚労省のリスト公表は、進む高齢化に对应する地域医療機構の推定を加味させる狙いだ。一般的な手術を主とする急性期病床は薄削り、慢性疾患の人は在宅医療への移行を進める。こうした医療態勢の転換を目指した。地域医療機構は各都道府県が19年度末までに作成した

の、先行して議論を進めるとされた公立・公的病院も全国的に病床構成を大きく変える動きにつながらなかった。他国に比べると多い病床を削減して社会保険費の負担

を抑えたり国の医療もおり、リストを公表して病院名を「名指し」する一方で、医療現場の対応を促した。飯山赤十字病院(飯山市)の天野久事務部長は「地域医療機構の理念自体は間違っていない」と受け止める。地域の人口減少に伴い、患者を減らすだけでなく、医療従事者の確保も難しくを増す。同病院は急性期病床を減らし、在宅医療を重点の一時入院を多め持つ態勢を確立。地域の多岐化に合わせ、独自の役割の転換を図ってきた。それでも「診療実績が似た医療機関と近接している」として、同病院は再編・統合のリストに記載された「近接」

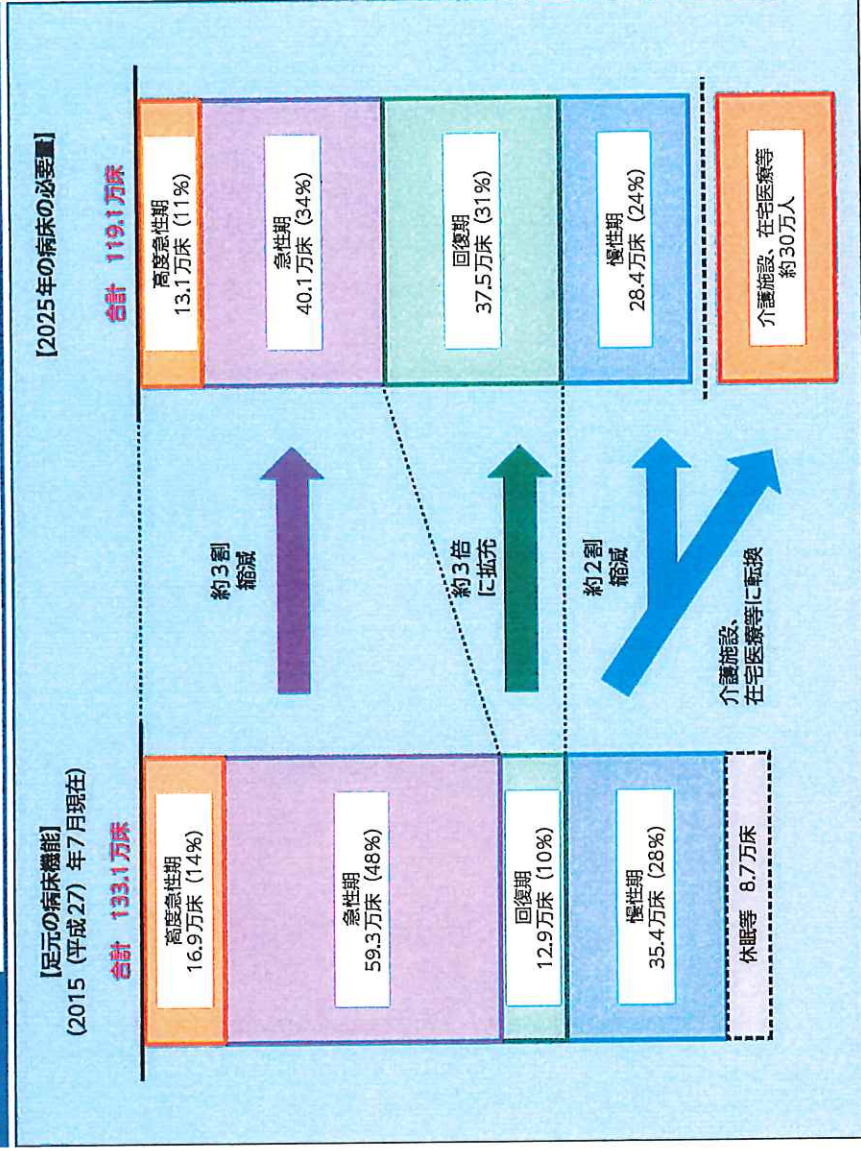
の定義は車で20分以内だが、同じ北信地域圏にある豊原生連北信総合病院(中野市)に車で20分で行くのは難しい。天野事務部長は「深い雪に覆われる冬ならなおさら。地域の事情を踏まえてほしい」と訴える。

◆
新型コロナウイルス感染症が昨年2月に県内に初めて確認されてから1年が過ぎた。この間、県が新型コロナウイルス感染者のため確保可能な病床の約の割合は公立・公的病院にあり、地域医療の「とりで」として役割を果たしてきた。

安曇野赤十字病院と同様に、飯山赤十字病院も北信地域圏で感染者が増えた昨年12月から今年1月、軽症者を最大12人受け入れた。医療費削減や効率化を掲げた国の進め方の先に、地域住民の命を守る医療は提供できるのか。当時、「医療崩壊」も危ぶんでいたという感染症指定医療機関の北信総合病院の洞和彦総院長は「飯山赤十字は必要病院だ」とする。

(立松 敏也)

図表 7-2-1 地域医療構想による2025年の病床の必要量



(2) 都道府県医療計画におけるPDCAサイクル推進

都道府県の医療計画においては、2013（平成25）年度から精神疾患及び在宅医療を新たに加えた、五疾病（がん、脳卒中、急性心筋梗塞*1、糖尿病、精神疾患）・五事業（救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療、小児医療（小児救急医療を含む。）及び在宅医療のそれぞれについて、必要となる医療機能を定めるとともに、各医療機能を担う医療機関を明示することとしている。

各都道府県は、医療計画に記載された、疾病・事業ごとのPDCAサイクルを効果的に機能させることにより、医療提供体制の整備を進めている。

2018（平成30）年度から、地域医療構想の内容に含んだ医療計画が本格的に実施されることや、医療計画と介護保険事業計画のサイクルの一致が図られることを踏まえ、「医療計画の見直し等に関する検討会」を開催し、その検討結果を踏まえて、2017（平成29）年3月に新たな医療計画の作成指針を都道府県に提示した。

(3) 地域医療連携推進法人制度の創設と医療法人制度の見直し（改正医療法について）

『「日本再興戦略」改訂2014』（平成26年6月24日閣議決定）や「規制改革実施計画」（同日閣議決定）等を受けて、2013（平成25）年11月より「医療法人の事業展開に関する検討会」において、「地域医療連携推進法人制度の創設」と「医療法人制度の見直し」

*1 第7次医療計画では、「心筋梗塞等の心血管疾患」という表現に変更

【出典】平成29年版厚生労働白書より抜粋

新型インフルエンザ総括会議 報告書(ポイント) 2010年6月 ～パンデミックの教訓を総括～

40人超の専門家と計7回討議
(尾身茂氏、岡部信彦氏らも構成員として参加)

発生前の段階からの体制強化を

- ◎法制化 対策の実効性を確保するための法制化
- ◎ワクチン 国産ワクチン生産体制の強化
- ◎検査体制 PCRを含めた検査体制などの強化
- ◎水際対策 発生前の段階から対策の準備と実践
- ◎日本版CDC 米国CDCなどを参考に感染症対策機関
- ◎医療体制強化 感染症対策のための予めの人、モノ、金の支援
 - 医療従事者の死亡、後遺症等の場合の補償
 - 発熱センター等設置時に誤解を与えない名称
- ◎ホットライン 国、地方、医師会、医療関係者等とのホットラインの予めの確認

(出典) 平成22年6月10日「新型インフルエンザ (A/H1N1) 対策総括会議報告書」を基に長妻昭事務所で作成

令和3年3月29日
調査及び立法考査局
外交防衛調査室・課

◆御依頼日：3月26日

◆御依頼内容

中国の国家情報法について

2017.10

6/28

SAY中国A

1 国家情報法の概要

国家情報法は、2017年6月27日に公布され、同月28日に施行されました。

国家情報法は、習近平政権が国家安全政策の基本原則として打ち出した「総合的国家安全観」に基づき2014年以来行われてきた国家安全関連立法の一つであり（資料1, p.65）、国の情報活動の在り方や実施体制について明確な法的根拠を示したものです（資料1, p.67）。

国家情報法は、国の情報活動を定義し、その実施体制と国家情報活動機構の職権を定めています。また、国民及び組織は、法に基づいて国の情報活動に協力し、国の情報活動の秘密を守らなければならないが、国は、そのような国民及び組織を保護するなど、国民の権利義務についても規定されています（資料1, pp.68-69）。

2 懸念点

(1) 国民等の協力義務

国家情報法をめぐっては、国内外の組織や個人に対する監視や情報収集の強化につながりかねないとの懸念が示されており、特に、国民等の情報活動への協力義務について、在外中国国民・企業が情報機関にスパイ行為を働くよう指示された場合にはこれを拒めないとの指摘があります（資料2）。また、国家情報法が広範囲に適用されるならば、外資系企業で働いている中国国民は自分の雇用者に対するスパイ行為を要求され得るとの指摘もあります（資料3, p.70）。

(2) 政府によるデータへのアクセス

国家情報法第14条は、国家情報活動機構が、関係する機関、組織及び国民に対し、必要な指示、援助及び協力の提供を求めることができるとを定めています。この規定等により、非常に広範な情報についてガバメントアクセス (GA) 政府等による民間部門が保有する情報への強制力を持ったアクセス) が認められる一方、国家情報法においては、政府が取得した情報の取扱いに関する規律が含まれていないことが指摘されています。また、国家情報法による権限が、データのローカライゼーション義務などと組み合わせられた場合、中国に情報を移転してしまえば、当該情報について、広範なアクセスを実質的に許容され、中国の国有企業等に再移転される懸念も生じ得ることが指摘されています（資料4, p.12）。

3 中国側の主張

中国外交部は、国家情報法第8条において、国家情報活動に際して人権及び個人・組織の合法的権益を保障すべきことが定められている点を指摘しています（資料5）。

第14条

国家情報活動機構は、法に従い情報活動を行うに当たり、関係する機関、組織及び国民に対し、必要な支持、援助及び協力の提供を求めることができる。

第15条

国家情報活動機構は、業務上の必要に基づき、国の関係規定に従い、厳格な許可手続を経て、技術的偵察措置⁽⁸⁾及び身分保護措置⁽⁹⁾を講ずることができる。

第16条

国家情報活動機構の活動要員は、法に従い任務を遂行するに当たり、国の関係規定に基づき、許可を得て、必要な証明文書を提示することにより、立入りが制限されている関係区域・場所に立ち入り、関係する機関、組織及び個人に対し関係する状況について聴取又は質問を行い、関係する公文書、資料及び物品を閲覧又は押収することができる。

第17条

国家情報活動機構の活動要員は、緊急の任務を遂行する必要がある場合、必要な証明文書を提示することにより、通行の便宜を受けることができる。

国家情報活動機構の活動要員は、業務上の必要に基づき、国の関係規定に従い、関係する機関、組織及び個人の交通手段、通信手段及び土地建物を優先的に使用又は法により接収することができる。必要な場合、関連の活動場所及び施設・設備を設置することができる。任務の終了後は、速やかに返却又は原状回復し、かつ、規定に従い相応の費用を支払わなければならない。損失を生じさせたときは、補償しなければならない。

第18条

国家情報活動機構は、業務上の必要に基づき、国の関係規定に従い、税関、出入国検査等の機関に対し検査免除等の便宜供与を求めることができる。

第19条

国家情報活動機構及びその活動要員は、法に厳格に従って業務を行わなければならない。職権を逸脱若しくは濫用し、国民及び組織の合法的権利利益を侵害し、職務上の便宜を利用して本人若しくは他人の私利を貪り、又は国家機密、営業秘密若しくは個人情報を漏えいすることがあってはならない。

第3章 国家情報活動の保障

第20条

国家情報活動機構及びその活動要員は、法に従い情報活動を行うに当たり、法律の保護を受ける。

第21条

国は、国家情報活動機構の整備を強化し、その機構設置、人員、編制、経費及び資産に対し特別な管理を実施し、特別な保障を与える。

国は、情報活動の必要に応じた採用、異動、考査、訓練、待遇、離職等の管理制度を構築する。

(8) 通信傍受等のことを指す。

(9) 情報活動要員等に対する身分保護等の措置を指す。

この報告書には、氏名、振り仮名のみが開示されていたとされている、中国の事業者にはですね、が、実際には、その他の情報が開示されていた可能性があると。

これは、本当ににわか信じられないような、真つ向から、これまで三年前の国会答弁を覆すような記述が随所にあるわけですよ。

これについて田村大臣は、この作業班の中でまとまっていないような答弁をされましたが、これ、議事録を見つけると、二十二ページですね、審議会の中で、検証作業班の中でずっと調査をしてきて、報告書はでき上がっている、四人の合意した報告書だと書いてあるんですよ。

合意されているわけで、これはもみ消さないでください、この報告書を。握り潰さないでいただいて、正式なものとして公表していただくということを、大臣、指導していただけませんでしょうか。

○田村国務大臣 それはその四人の中のお一人がおっしゃっている話で、四人が合意しているわけではないということは、これは年金事業管理部会の方で確認をされているようでもありますので、そのお一人はそういうことをおっしゃられておられるようでもありますけれども、中間報告としてまとまっていない、案としても正式に出ていないというように私はお聞きをいたしておりますので、そういう意味ではちよつと認識が委員とは違うということでもあります。

○長妻委員 今の認識は、大臣、間違っている可能性があるんで、きちつと確認をしていただきたい

い。

予算委員会の中で、部会長に意見を聞いてみるみたいな話がありましたよね、予算委員会で。あれはどうなりました。

○とかしき委員長 田村厚生労働大臣、申合せの時間が来ておりますので、答弁は簡潔にお願いします。

○田村国務大臣 二月二十五日に部会長から状況をお聞きをいたしました、今私が申し上げたとおり、中間報告としてまとまっていない、四人の中で意見がまとまっていないので成案にはなっていないということで御報告を受けております。

○長妻委員 この報告書の中でもいろいろな異論が書いてありますよ、両論が併記されています。両論併記の前提で四人でまとまってこの二枚のページが出たと私は聞いていますので、是非確認をしていただく、これは重大なことですから、メンバーがおかしな扱いにされているはよくないわけですので、是非しつかりとチェック、調査していただきたいということをお願い申し上げます、質疑を終わります。

ありがとうございました。



岩瀬達哉

第49号回

目

ジャーナリストの

筆者についての事実誤認も「田村厚労大臣よ、年金機構にタマされるな」

田 村憲久厚労大臣と立憲民主党代表代行でミスター年金の長妻昭代議士が、激しいバトルを繰り広げている。社会保障審議会・年金事業管理部に設けられた検証作業班作成の「中間報告書」をめぐってである。

この「中間報告書」は、3年前、年金受給者の書類（扶養親族等申告書）の入力業務を、中国の関連企業に再委託していた「SAY企画」について再調査したものだ。当時、日本年金機構や厚労省年金局は、中国側には「氏名とフリガナ」だけしか渡っていないと説明していた。

しかし「中間報告書」は、「実際には、その他の情報が開示されていた可能性がある」と記載。「情報漏洩の可

能性についての機構の説明は不十分である。客観的根拠を示したうえで、情報漏洩の可能性の有無について説明する必要がある」と指摘している。

これまでの説明と真向から対立する内容だけに、2月17日の衆議院予算委員会で長妻代議士が質問したところ、機構の水島隆一郎理事長は、当時、法令等違反窓口にSAY企画の契約違反を通報してきた匿名メールをはじめ公表した。そこには「大量の個人情報」が中国のネットで入力されています。普通の人でも自由に見られています」と書かれていたうえ、サンプルとして一組の夫婦の個人情報が列記されていた。

「氏名とフリガナ」のほか、夫の生年月日、妻の生年月日、ふたりの自宅住所と自宅電話

番号、妻の年間所得額に加え、ふたりのマイナンバーまでが記されていたのである。水島理事長は、これら個人情報はすべて実在する人物のもので、真正な記録であることも認めている。

だ からこそ長妻代議士は、徹底的な再調査を田村大臣に求めているのだ。マイナンバーを含む個人情報が、大量に中国側に流出していて、普通の人が自由に見ているとすれば、オレオレ詐欺などの犯罪集団が入手し、すでに多数の被害者が出ているかもしれない。空恐ろしくなるほど深刻な問題なのだ。田村大臣は、調査への重い腰を一向に上げようとしない。再調査などされたら困る年金局が、「実態を隠す欺瞞のレクチャー」を繰り返し、大臣を必死に撃きとめているのだろう。

田村大臣が、年金局の虚偽説明に怒られ、事態を正確に認識していないことは、「中間報告書」への以下の国会答弁でも明らかだ。「個人情報

漏洩の可能性への指摘は検証作業班4人の中のおひとりが仰つている話で、4人が合意しているわけではない。この「おひとり」とは、私のことである。SAY企画の事故後、「検証作業班」は年金事業管理部会の委員のなかから4名が指名され発足した。そのひとりが私で、「中間報告書」のドラフト担当として、「中間報告書（詳細版）」の草稿を書き上げている。

その草稿を、もうひとりの委員が2ページの報告書に要約。それに他の委員が加筆修正し、意見が分かれたところは両論併記としたのち、年金事業管理部会の増田寛也部会長と大山永昭部会長代理も交え、6委員による複数回の協議を経て完成させたものだ。

昨年10月2日、部会に提出するにあたっては、増田部会長から要望のあった記述委員についても、4委員の同意を得て採用している。田村大臣は、少なくとも国会での誤った答弁だけでも、早急に訂正すべきだろう。

いわせ・たつや/55年和歌山県生まれ。編集プロダクション勤務を経てフリー。04年、「年金大団塊」で講談社ノンフィクション賞受賞。新書「キツネ目 グリコ連続事件全真相」が好評発売中

この欄は森功氏、岩瀬達哉氏、青木理氏、金平茂紀氏のリレー連載です

出典)『週刊現代』2021.4.3より抜粋



日本年金機構における業務改善計画の実施状況等の検証作業班 中間報告書
2020年〇月

1、検証作業班における確認事項

(1)経過

- ・日本年金機構（以下「機構」）は毎年、年金受給者から扶養親族等申告書の提出を受け、源泉徴収等の事務処理を行っている。2017年8月、機構は（株）SAY企画に対し、686万人分の申告書及び430万人分のマイナンバー一申出書（氏名、住所、電話番号、生年月日、家族構成、年金受給者の年間所得額に係る情報などを含む）のデータ入力業務を約1億8千万円で委託した。ところが、同社は予定していた人員を集めることができず、中国の事業者にてデータ入力の一部を無断で再委託を行い、多くの入力ミスなどがなされていたことが発覚した。
 - ・これを受けて、機構は2018年1月以降、自らデータ再作成などの対応を行ったほか、検証・原因究明等のため4月に外部の有識者4名からなる「日本年金機構における業務委託のあり方等に関する調査委員会」（以下「調査委員会」）を設け、約一か月で報告書がとりまとめられた。社会保障審議会年金事業管理部会での審議も経て、6月、厚労大臣から機構に業務改善命令が発出された。機構では、これを受けて業務改善計画を策定し、その実施がなされている。
 - ・当検証作業班は、平成30年6月29日開催の第37回年金事業部会において、以下の確認事項を委嘱され、業務改善計画の進捗状況を確認する役割を担い、調査活動を続けてきた。
- ### (2)確認事項
- 以下の事項について検討・実施状況の確認を行う。
 - ① 調達ルール・外部委託管理ルールの見直しに関すること（諸規程等改正）
 - ② 組織体制の強化に関すること
 - ③ インハウス型委託の推進に関すること
 - ④ 人事体系・本部組織のリスク管理の見直し等に関すること

2、確認結果

上記確認事項については、本件中間報告書を作成するにあたっての調査・検討において業務改善計画に記載されたとおり履行されていることを確認した。

3、その他調査を踏まえた指摘事項

調査の過程で以下の事項が議論され、検証作業班メンバーより、以下の見解

が示された。

(機構の設けた調査委員会の第三者性について)

- ・機構の設けた調査委員会では、4名の委員のうち1名は機構の顧問弁護士が務め、当該委員がヒアリングで主たる役割を担っており、第三者性に疑義がある。国会などでも第三者委員会と受け止められていたはずである。
- ・調査委員会設置時のリリース等によれば、調査委員会はもともと第三者委員会として設けられていない。第三者委員会として設置するべきだったという意見はあり得るが、調査報告書が提出され、それを踏まえた業務改善計画が実施されている現段階になってから指摘するべき事項とは思われない。

(中国事業者への情報漏洩について)

- ・中国の事業者には、氏名・フリガナのみが開示されていたとされているが、実際には、その他の情報が開示されていた可能性がある (2017年12月31日に情報漏洩を伝える通報があり、これを受けて、機構は2018年1月6日から特別監査を実施。IBMに調査を依頼したが、その調査依頼項目にはSAY企画から中国の事業者に再委託した個人情報(氏名・フリガナのみ)だったのか、それ以外の情報も含まれていたかのデータ確認は含まれていない。氏名・フリガナのみだったとするのは、機構が独自に確認したことをIBMに伝えていただけである。)

- ・情報漏洩の可能性がゼロではなかったとしても、委託から2年半以上が経過した現時点において、情報漏洩から生じたと考えられる問題は何も確認されていない。

- ・情報漏洩の「可能性がある」と指摘するだけの根拠があるのかどうか、判断がつきかねる。

- ・情報漏洩の可能性についての機構の説明は不十分である。客観的根拠を示したうえで、情報漏洩の可能性の有無について説明する必要があるとの意見があった。

(株)SAY企画と機構の委託契約について)

- ・入札プロセス、履行前審査、履行後審査の各段階において、同社に十分な業務体制のないことや契約違反が明らかになっているにもかかわらず黙認されている。また、業務委託契約書や日本年金機構会計規程に反し、問題発覚後の2018年1月15日にも7105万円の支払いがなされている。
- ・上記の点については、業務改善計画等に従い既に対応しているものと理解しているが、再発防止のためにも計画の着実な履行に努めていただきたい。なお、問題発覚後の支払いについては、契約・規程に違反するとまでは認めれないものの、不適切であったことは間違いなく、再発防止を徹底させたい。

新型コロナウイルス感染症 年代別の陽性者数と変異株の確認数

年代別の変異株（ゲノム解析）確認数 令和3年3月16日0時時点

| 年代 | 10歳未満 | 10代 | 20代 | 30代 | 40代 | 50代 | 60代 | 70代 | 80代以上 | 合計 |
|-------------|-------|-------|------|-------|-------|-------|------|------|-------|-----|
| 陽性者数 (人) | 59 | 48 | 35 | 54 | 67 | 45 | 25 | 27 | 35 | 405 |
| 割合※ | 14.6% | 11.9% | 8.6% | 13.3% | 16.5% | 11.1% | 6.2% | 6.7% | 8.6% | |

新型コロナウイルスの年代別の確認数 令和3年3月17日18時時点

| 年代 | 10歳未満 | 10代 | 20代 | 30代 | 40代 | 50代 | 60代 | 70代 | 80代以上 | 合計 |
|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|
| 陽性者数 (人) | 12,910 | 29,290 | 97,369 | 66,890 | 63,946 | 59,016 | 38,758 | 35,251 | 36,767 | 447,557 |
| 割合※ | 2.9% | 6.5% | 21.8% | 14.9% | 14.3% | 13.2% | 8.7% | 7.9% | 8.2% | |

※陽性者数/合計（小数点第二位を四捨五入）

5倍

令和3年4月2日 衆議院厚生労働委員会 立憲民主党 長妻昭 提出資料

出典：第27回アドバイザリーボード資料4-①、厚生労働省ホームページ

11

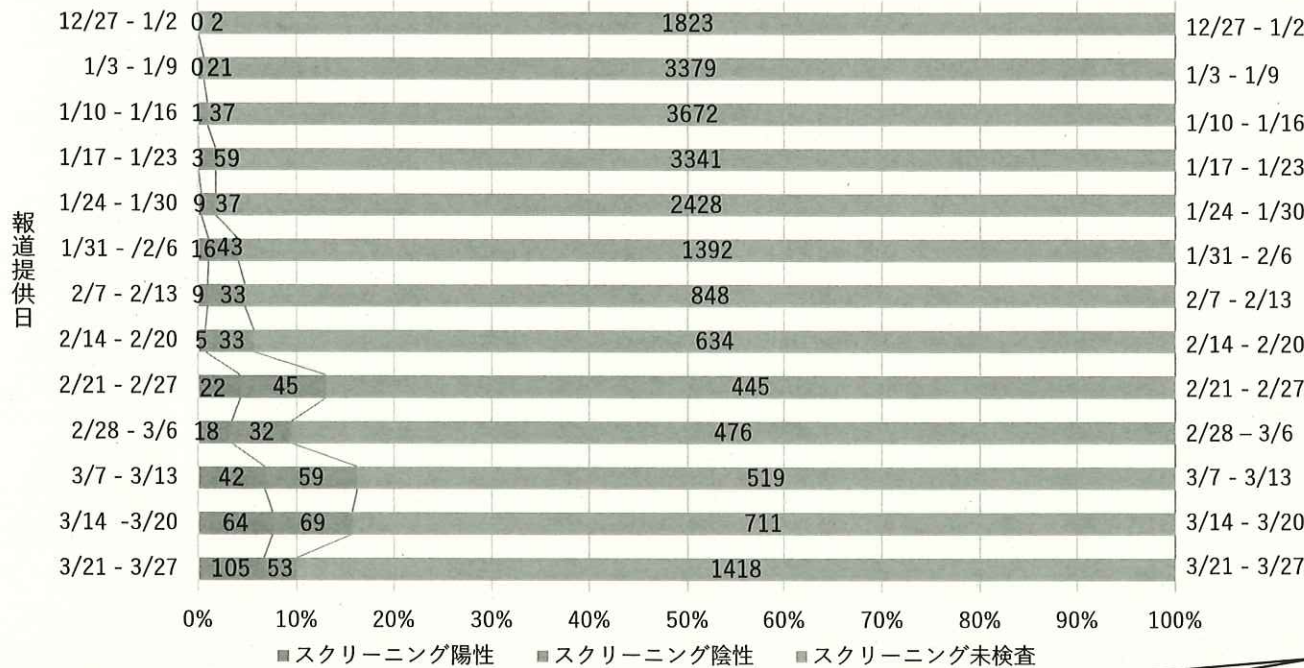
変異株PCR検査（スクリーニング検査）における陽性判明率

資料 1 - 2

2月下旬から、府内の新規陽性者のうち、数%が変異株であることが判明している

大阪府における変異株PCR検査の体制

- ◆ 変異株の全国的感染拡大を受けて、1/20より変異株PCR検査（スクリーニング検査）を実施。順次、検査の実施機関数を拡充し、体制を強化
- ◆ 現在、週あたり最大350件程度を実施
大阪健康安全基盤研究所（1/20～）、民間検査会社1カ所（2/12～）、民間医療機関2カ所（3/2～）



| 新規陽性者数 (a) | 変異株PCR検査数 (b) ※1 [検査率[b/a*100]] | 変異株PCR陽性者数 (c) | 変異株PCR検査陽性率 [c/b*100] ※3 | 変異株PCR陽性判明率 [c/a*100] |
|------------|------------------------------------|----------------|--------------------------|-----------------------|
| 1,825 | 2 [0.1%] | 0 | 0.0% | 0.0% |
| 3,400 | 21 [0.6%] | 0 | 0.0% | 0.0% |
| 3,710 | 38 [1.0%] | 1 | 2.6% | 0.0% |
| 3,403 | 62 [1.8%] | 3 | 4.8% | 0.1% |
| 2,474 | 46 [1.9%] | 9 | 19.6% | 0.4% |
| 1,451 | 59 [4.1%] | 16 | 27.1% | 1.1% |
| 890 | 42 [4.7%] | 9 | 21.4% | 1.0% |
| 672 | 38 [5.7%] | 5 | 13.2% | 0.7% |
| 512 | 67 [13.1%] | 22 | 32.8% | 4.3% |
| 526 | 50 [9.5%] | 18 | 36.0% | 3.4% |
| 620 | 101 [16.3%] | 42 | 41.6% | 6.8% |
| 844 | 133 [15.8%] | 64 | 48.1% | 7.6% |
| 1,576 | 158 [10.0%] | 105 | 66.5% | 6.7% |
| 累計 | 817 | 294 ※2 | 36.0% | |
| (左記以外) | (584) | (66) | (11.3%) | |

下記以外の人を集計
 ・変異株陽性者の濃厚接触者や接触の可能性のある人
 ・変異株が確認されている国・地域への渡航歴がある人

※1 変異株PCR検査数は、大阪府内の機関で実施したものを集計
 ※2 別途、厚生労働省が実施した検査で25人が陽性判明
 ※3 変異株陽性者の濃厚接触者や接触の可能性のある人は、検体が残存している場合は、全件を検査対象としているため、陽性率は高くなる傾向

変異株スクリーニング検査の実施状況【3/15~3/21】速報値

2021/3/30時点

出典) 厚生労働省健康局結核感染症課作成資料

| | 都道府県 | 新規感染者数 | 変異株PCR検査実施件数 | 変異株PCR検査陽性件数 |
|----|------|--------|--------------|--------------|
| 1 | 北海道 | 481 | 392 | 90 |
| 2 | 青森県 | 37 | 10 | 0 |
| 3 | 岩手県 | 23 | 30 | 0 |
| 4 | 宮城県 | 631 | 124 | 1 |
| 5 | 秋田県 | 8 | 7 | 0 |
| 6 | 山形県 | 92 | 2 | 0 |
| 7 | 福島県 | 116 | 18 | 0 |
| 8 | 茨城県 | 215 | 75 | 0 |
| 9 | 栃木県 | 138 | 26 | 0 |
| 10 | 群馬県 | 126 | 13 | 精査中 |
| 11 | 埼玉県 | 762 | 43 | 0 |
| 12 | 千葉県 | 681 | 136 | 16 |
| 13 | 東京都 | 2108 | 87 | 6 |
| 14 | 神奈川県 | 694 | 40 | 5 |
| 15 | 新潟県 | 92 | 60 | 0 |
| 16 | 富山県 | 9 | 11 | 2 |
| 17 | 石川県 | 8 | 5 | 0 |
| 18 | 福井県 | 7 | 7 | 2 |
| 19 | 山梨県 | 5 | 4 | 0 |
| 20 | 長野県 | 115 | 64 | 0 |
| 21 | 岐阜県 | 31 | 27 | 15 |
| 22 | 静岡県 | 99 | 13 | 1 |
| 23 | 愛知県 | 267 | 46 | 0 |

↓ (割合) かく
現在値

| | 都道府県別 | 新規感染者数 | 変異株PCR検査実施件数 | 変異株PCR検査陽性件数 |
|----|--------|--------|--------------|--------------|
| 24 | 三重県 | 37 | 27 | 6 |
| 25 | 滋賀県 | 50 | 17 | 1 |
| 26 | 京都府 | 73 | 19 | 1 |
| 27 | 大阪府 | 852 | 185 | 50 |
| 28 | 兵庫県 | 431 | 181 | 128 70% ① |
| 29 | 奈良県 | 57 | 14 | 7 |
| 30 | 和歌山県 | 24 | 20 | 11 |
| 31 | 鳥取県 | 0 | 0 | 0 |
| 32 | 島根県 | 0 | 1 | 0 |
| 33 | 岡山県 | 41 | 21 | 3 |
| 34 | 広島県 | 22 | 13 | 7 |
| 35 | 山口県 | 7 | 7 | 0 |
| 36 | 徳島県 | 4 | 24 | 精査中 |
| 37 | 香川県 | 11 | 5 | 1 |
| 38 | 愛媛県 | 10 | 2 | 2 |
| 39 | 高知県 | 3 | 10 | 2 |
| 40 | 福岡県 | 240 | 153 | 8 |
| 41 | 佐賀県 | 20 | 17 | 0 |
| 42 | 長崎県 | 3 | 5 | 0 |
| 43 | 熊本県 | 14 | 11 | 0 |
| 44 | 大分県 | 3 | 2 | 1 |
| 45 | 宮崎県 | 0 | 0 | 0 |
| 46 | 鹿児島県 | 11 | 3 | 0 |
| 47 | 沖縄県 | 256 | 73 | 1 |
| | 全国 | 8,914 | 2,050 | 367 |
| | 民間検査機関 | | 326 | 15 |

※1各報告日時点の集計値を記載しているため、各自治体のホームページ等で公表されている数値と異なる場合がある。※2 速報値のため、今後、精査が必要な数字である。※3 「陽性件数」は、自治体の積極的疫学調査等によって把握した患者が含まれており、「実施件数」と「陽性件数」を用いて、地域の変異株割合を評価することは過大評価となるおそれがあり適切ではない。※4 民間検査機関の件数は、国立感染症研究所から民間検査会社に委託して実施したもの